

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会
情報公開規程

(平成 20 年規程第 11 号)

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会情報公開規程(平成 13 年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第 6 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）における情報公開の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「文書」とは、本会の職員（役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、本会の職員が組織的に用いるものとして、本会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市民の利用に供することを目的として管理されているもの
- (2) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (3) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(本会の責務)

第 3 条 本会は、その保有する情報の公開に努めるようにこの規程を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限に配慮をしなければならない

(文書の開示を申し出るものの責務)

第 4 条 この規程の定めるところにより文書の開示を申し出るものは、適正な申出に努めるとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(文書の開示の申出ができるもの)

第5条 次に掲げるものは、本会对し、文書の開示を申し出ることができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会が保有している文書の開示を必要とする理由を明示して開示を申し出る個人及び法人その他の団体
(開示申出の手続き)

第6条 前条の規定による文書の開示の申出（以下「開示申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を本会に提出してするものとする。

- (1) 開示申出をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 文書の名称その他の開示申出に係る文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が定める事項

2 本会は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本会は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

（文書の開示）

第7条 本会は、開示申出があつたときは、開示申出に係る文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書を開示するものとする。

- (1) 法令又は条例の規定により公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む子人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が本会の職員及び公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、本会の職員及び公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（本会の職員及び公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

(3) 法人その他の団体（本会、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 本会の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (5) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人その他公共団体（以下「国等」という。）との間における協力、協議、依頼等により本会が作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの
- (6) 本会並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は不特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 本会又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本会、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に関する事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 本会は、開示申出に係る文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限

りでない。

- 2 開示申出に係る文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まないものとみなして、前項の規定を適用する。

（文書の存意に関する情報）

- 第9条** 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、本会は、当該文書の存在を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

（開示申出に対する措置）

- 第10条** 本会は、開示申出に係る文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所その他会長が定める事項を書面により通知するものとする。

- 2 本会は、開示申出に係る文書の全部を開示しないときは（前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示申出に対し、その旨を書面により通知するものとする。

（開示決定等の期限）

- 第11条** 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から起算して15日以内にするものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本会は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

（開示決定等の期限の特例）

- 第12条** 開示申出に係る文書が著しく大量であるため、開示申出があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著

しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、本会は、開示申出に係る文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定をし、残りの文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、本会は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの文書について開示決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の期間の付与等)

第13条 開示申出に係る文書に本会、春日井市及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に係る情報が記録されているときは、本会は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書の表示その他会長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 本会は、第三者に関する情報が記録されている文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る文書の表示その他会長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 本会は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、本会は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

(開示の実施)

第14条 文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して会長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による文書の開示にあつては、本会は、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の制度との調整)

第 15 条 本会は、法令又は条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる文書については、この規程を適用しないものとする。

(開示手数料)

第 16 条 第 14 条の規定に基づき、文書の開示（電磁的記録についてはこれに準ずる方法として会長が定める方法を含む。）を受けるものは、別表に定める額の開示手数料（以下「手数料」という。）を納付しなければならない。

2 文書の写し等の送付を受けるものは、送付に要する費用を納付しなければならない。

3 前 2 項に定める手数料及び費用は、第 10 条第 1 項の書面を受領した時から第 14 条の規定による開示の実施の前までの会長が指定する日までに納付しなければならない。

4 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、会長が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(異議の申出)

第 17 条 開示決定等について不服のあるものは、開示決定等を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、本会に対して書面により異議の申出をすることができる。

2 本会は、前項の異議の申出があったときは、市長の意見を聴いて、当該異議の申出に回答するものとする。

(情報提供に関する施策の充実)

第 18 条 本会は、本会に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにするよう、情報提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(文書の検索資料の作成等)

第 19 条 本会は、文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成 20 年規程第 11 号)

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 25 年規程第 5 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 27 年規程第 7 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会情報公開規程は、平成 28 年 1 月 1 日以後に行われた文書の開示の申出について適用し、同日前に行われた文書の開示の申出については、なお従前の例による。

別表（第 16 条関係）

種別	開示の実施の方法		手数料の額
1 文書又は 図画（次項 に該当する ものを除 く。）	(1) 閲覧		100 枚以内 100 円
			100 枚超 100 円に 100 枚を超える 枚数 1 枚につき 5 円を加えた額
	(2) 複写機により 複写したものの 交付	一色刷り	前号の手数料の額に、1 枚につき 10 円を加えた額
		多色刷り	前号の手数料の額に、1 枚につき 50 円を加えた額
2 写真フィ ルム	(1) 用紙に印刷したものの閲覧		100 枚以内 100 円
			100 枚超 100 円に 100 枚を超える 枚数 1 枚につき 5 円を加えた額
	(2) 用紙に印刷したものの交付		前号の手数料の額に、1 枚につき 50 円を加えた額
3 電磁的記 録	(1) 用紙に出力したものの閲覧		100 枚以内 100 円
			100 枚超 100 円に 100 枚を超える 枚数 1 枚につき 5 円を加えた額
	(2) 専用機器により再生したも のの聴取又は視聴		1 ファイルにつき 100 円
	(3) 用紙に出力し たものの交付	一色刷り	第 1 号の手数料の額に、1 枚につき 10 円を加えた額
		多色刷り	第 1 号の手数料の額に、1 枚につき 50 円を加えた額
(4) 光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 又は X6241 に適合する直径 120 ミリメー トルの再生装置で再生するこ とが可能なものに限る。）に複 写したものの交付		第 1 号又は第 2 号の手数料の額に、 1 枚につき 100 円を加えた額	

備考

- 1 この表における手数料の額の算定の基礎となる開示に用いる用紙の枚数は、月の初日から末日までの間において当該開示申出者が本会に対して行った開示申出に係る同表の用紙の枚数を合算した枚数とする。
- 2 この表において、開示に用いる用紙はA 3 版以下の大きさのものに限ることとし、用紙の両面に文書等がある場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 3 この表第3項の場合において複写したものとして交付する光ディスクは記録容量700メガバイト（日本工業規格X0606及びX6281に適合するものに限る。）又は4.7ギガバイト（日本工業規格X6241に適合するものに限る。）のものに限る。